

○鹿児島県警察非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する訓令

(令和2.3.27
鹿児島県警察本部訓令16)

改正 令和5.3訓令24

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、非常勤職員（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

本条…一部改正〔令和5.3訓令24〕

(勤務時間、休暇等の根本基準)

第2条 非常勤職員の勤務時間、休暇等を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の非常勤職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払うものとする。

(勤務時間)

第3条 非常勤職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分までの範囲内とする。

2 非常勤職員の勤務時間の割り振りは、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内とする。

(休暇の種類)

第4条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

(雑則)

第5条 警察本部長は、業務又は勤務条件の特殊性により、第3条及び前条の規定により難しい場合は、人事委員会と協議して、勤務時間、休暇等について別段の定めをすることがある。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.3.31訓令24抄)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。